02 職員給与の概要

① 総括

■人件費の状況(平成29年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (30. 3.31 現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件比率 (B / A)
13,943 人	88 億 928 万円	6億3,226万円	10 億 6,064 万円	12.0%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

■職員給与費の状況(平成29年度普通会計決算)

職員数(A)		1 人当り給与費(B / A)			
114 人	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	532 万円
114 八	3億8,596万円	6,641 万円	1億5,401万円	6億638万円	532 万円

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

■ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

年度	白鷹町	県内町村平均	全国町村平均	山形県
平成 28 年度	97.6	98.2	96.3	101.0
平成 29 年度	98.0	98.4	96.4	101.0

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

② 職員の平均給与月額、初任給等の状況

■職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

【一般行政職】

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)	
白鷹町	41.2 歳	314,400 円	357,400 円	336,400 円	
山形県	44.6 歳	340,900 円 424,600 円		368,000 円	
国	43.5 歳	329,845 円		410,940 円	

【技能労務職】

E357 (305 5 355 150	AT THE TOTAL PROPERTY.									
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)						
白鷹町	48.5 歳	340,300 円	348,500 円	359,700 円						
山形県	49.8 歳	336,500 円	377,100 円	356,000 円						
国	50.7 歳	286,817 円		328,637 円						

(注)

- ・「平均給料月額」は、職員の基本 給の平均です。
- ・「平均給与月額」は、基本給と毎 月支払われる諸手当を合計し た給与の平均です。
- ・「平均給与月額(国ベース)」は、 国家公務員の平均給与月額の 算定方法により再計算した給 与の平均です。

■職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

X	分	白鷹 町	山形県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	182,100 円	(総合職) 183,700円 (一般職) 179,200円
	高校卒	147,100 円	149,300 円	147,100 円
技能労務職 高校卒 145,700 円 144		144,700 円	_	

■職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

X	分	経験年数 10 ~ 15 年	経験年数 15 ~ 20 年	経験年数 20 ~ 25 年
カルシニ エム 田山	大学卒	287,400 円	314,900 円	361,000 円
一般行政職	高校卒		297,800 円	331,000 円
技能労務職	高校卒			_

(注)・経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

・斜線部分には、該当者がいません。

③ 一般職の職員の級別職員数等の状況

■一般行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
標準的な 職務内容	主事	主事	主 任	係 主 査	課長補佐	課長	計
職員数	23 人	7人	28 人	28 人	9人	11人	106人
構成比	21.7%	6.6%	26.4%	26.4%	8.5%	10.4%	100.0%

(注)・級区分は、町の給与条例によるものです。

・標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

人事行政の運営等の状況を公表します

【問い合わせ】総務課総務係 ☎85-6120

町政に対してより一層のご理解をいただくために、平成17年12月に制定された「白鷹町人事行政 の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

I 各任命権者からの報告の概要

01 職員の任免及び職員数に関する状況

① 職員の採用の状況

平成29年度の職員採用は、一般行政職4人、医療職1人(看護師1人)の合計5人です。

② 再任用の状況

再任用職員は、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち、改めて採用される職員で、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。平成29年度においては、短時間勤務での採用が1人です。

③ 職員の退職の状況

■ 平成29年度における職員の退職の状況は下表のとおりです。

	行政職	保育士	技能労務職	医療職	計
定年退職	4人			3人	7人
早期退職					
自己都合				1人	1人
その他					
合 計	4人			4人	8人

退職者のうち6人が、平成30年度当初時点で再就職しています。

④ 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区分		職員	員数	増減数	 主な増減理由	
	部	39	29 年度	30 年度	上百 <i>川</i> 以女义	土な培拠生田
	議	会	2人	2人	0人	
	総	務	34 人	33 人	▲1人	総務部門職員の減
	税	務	11 人	11人	0人	
	労	働	1人	1人	0人	
般	農林	水産	12 人	15 人	3人	農業及び林業部門職員の増
行政	商	エ	7人	7人	0人	
	土	木	10 人	9人	▲1人	土木一般部門職員の減
	民	生	13 人	12 人	▲1人	保育所職員の減
	衛	生	9人	9人	0人	
	小	計	99 人	99 人	0人	
特別行政	教	育	15 人	15人	0人	
	病	院	48 人	49 人	1人	診療部門職員の増
公堂	水	道	3人	3人	0人	
公営企業等	下7	k道	4人	4人	0人	
等	その	の他	12 人	15 人	3人	訪問看護及び後期高齢部門職員の増
	/]\	計	67 人	71 人	4人	
合	ì	計	181 人	185 人	4人	



(29) 広報しらたか 2019.1 (28)

04 職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分の状況

平成29年度において、免職処分及び降任処分された職員はいませんでした。 また、平成29年度に休職処分された職員は1人となっています。

②懲戒処分の状況

平成29年度において、懲戒処分を受けた職員は1人(戒告1人)でした。 処分事由は、法令違反関係となっています。

05 職員の服務の状況

①職務専念義務の免除

職員は、法律または条例に定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために 用いなければなりません(地方公務員法第35条)。ただし、「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研 修を受ける場合や職務上必要な教養を目的とする講習会、講演会等に参加する場合などに、職務専念義務が免除されるこ とがあります。

②営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねる、報酬を得ていかなる事業もしくは事務に従事等してはならないとされています(地方公務員法第38条)。

平成29年度における許可件数は3件となっています。

06 職員の研修及び人事評価の状況

①研修の概要

平成29年度に実施した研修は、以下のとおりです。

研修区分	コース数	延べ人数
町独自研修	16 コース	361 人
派遣研修	37 コース	73 人

②職員の人事評価

職員がその担当する業務において、「目標管理」の手法を用いて、「業務遂行過程で発揮した能力」及び「業務の達成状況や 取組内容」を適正に評価し、人事管理の基礎とするための人事評価制度に平成28年度から取組んでいます。

07 職員の福祉及び利益の保護の状況

①福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は山形県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行なっています。また、事業等を補完するため、一般社団法人山形県市町村職員互助会が設けられており、祝金の支給等の事業を行なっています。

その他の福利厚生事業として、本町において福祉増進等を図る目的で、職員厚生会に補助金65千円を交付しました。事業 内容は、サークル活動助成、鑑賞助成となっています。

②公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成29年度に公務災害の認定された件数は1件となっています。

Ⅱ公平委員会の業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成29年度で、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

2. 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成29年度は、該当ありませんでした。

(4) 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

	区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
給	町長	810,000 円		27.216 カ月
	副町長	630,000 円	6月期 1.575月	15.888 カ月
料	教育長	560,000 円	12 月期 1.725 月	11.328 カ月
報	議長	310,000 円		
	副議長	250,000 円	計 3.3 月	
酬	議員	235,000 円		

(注)

- ・期末手当は35%の加算措置があります。
- ・退職手当の支給月数は4年間在職した場合です。

⑤ 職員の手当の状況

■期末手当・勤勉手当の状況(平成30年4月1日現在)

区分	6月期	12 月期	計
期末手当	1.225 月分	1.375 月分	2.60 月分
勤勉手当	0.9 月分	0.9 月分	1.8 月分
合 計	2.125 月分	2.275 月分	4.4 月分

(注) 制度上の段階、職務の級による加算措置があります。

■退職手当の状況(平成30年4月1日現在)

分	自己都合	定年・勧奨	
勤続 20 年	19.6695 月分	26.3655 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の	定年前早期勧奨退職者		
加算措置	(2%から 45%加算)		
	勤続 20 年 勤続 25 年 勤続 35 年 最高限度額 その他の	勤続 20 年 19.6695 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の 定年前早期	

■特殊勤務手当の状況(平成29年度普通会計決算)

- 137/12/13/13/13/13/13/13/13/13/13/13/13/13/13/		
手当支給職員の割合	8.77%	
支給対象職員1人当 たりの平均支給年額	0円	
手当の種類(手当数)	1	
手当の内容	税務事務に従事する職員に 対する手当	

■時間外勤務手当の状況(普通会計決算)

区分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成 27 年度	35,068 千円	295 千円
平成 28 年度	34,631 千円	291 千円
平成 29 年度	33,065 千円	283 千円

■(平成29年度病院事業会計決算)

- (1 // 1 Z/1 /// 1 //-		
手当支給職員の割合	83.7%	
支給対象職員1人当 たりの平均支給年額	494 千円	
手当の種類(手当数)	7	
主な手当の内容	1.放射線、試薬等を扱う危険業務 2.手術に従事する場合 3.在宅患者を診療した場合	

■その他の手当(平成30年4月1日現在)

					_
手 当 名	内容	国の制度との異同	支給実績 (平成 29 年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給月額 (平成29年度普通会計決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員	同	10,173 千円	15,138 円	
管理職手当	管理職(課長級)の役職にある職員	同	6,814 千円	51,621 円	
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員	同	7,095 千円	65,694 円	※年額平均
通勤手当	通勤距離に応じて支給	異	5,498 千円	5,950 円	
住居手当	住宅を借り受けている職員	同	2,592 千円	24,000 円	
地域手当	東京都特別区に勤務する職員	同	600 千円	49,960 円	

03 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①職員の休日

- (イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (ロ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日((イ) の日を除く)

②勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり38時間45分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分までの勤務となります。そのうち、12時から13時までの間は休憩時間となっています。

なお、一部の職場においては、その業務の実情に応じて職員の勤務時間の割り振りを行なっています。

③休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。

なお、特別休暇の主な種類は、次のとおりです。

- ・出産の場合 ・妻の出産の場合 ・結婚の場合 ・生後1年に達しない子を育てる場合 ・忌引の場合
- ・配偶者及び父母等の追悼など特別な行事がある場合・夏季における盆等の諸行事等に対応する場合
- ・感染症の場合・災害等により出勤することが著しく困難であると認められる場合

(31) 広報しらたか 2019.1